

介護支援専門員
協会ニュース2006. 2. 25発行
年2回発行発行所 特定非営利活動法人 徳島県介護支援専門員協会 徳島市勝占町惣田9番地
☎088-669-3001 http://www.netwave.or.jp/~tcma/ E-mail tcma@mail.netwave.or.jp《今、持ちうる能力を最大限活かし、
その人らしい生活ができるために》
改正介護保険法の新介護報酬決まる…徳島県介護支援専門員協会
会長 大塚 智子

介護保険法の改正についてはすでに示されているところではありますが、さる、1月26日に実施された社会保障審議会介護給付費分科会において、

- 各サービスの報酬・基準を『効率化・適正化』の観点から、改定
- 平成17年10月改定に関連する課題等。介護報酬決定率は、平成17年10月の改定を含め全体で2.4%（10月時からは、0.5%）の減額が示されました。

内訳は、在宅平均1%減（軽度平均5%減、中重度平均4%増）施設（平均4%減）の、中重度者支援強化、在宅と施設格差是正等が厚労省老健局案どうり答申されました。介護支援専門員にとりましては

- 業務を反映した『要介護度別（2段階）報酬』の設定
要介護1・2（1,000単位）要介護3～5（1,300単位）
- ケアマネジャー1人あたりの担当件数40件
ただし、担当件数が40～59件の場合は、40%減。60件以上は、60%減
- 初回時や退院・退所時加算
初回加算（～250単位）退院・退所時加算（600単位）
サービス担当者会議未実施の場合は、3割または5割減
- 予防給付マネジメント（地域包括支援センター）
400単位 ※一人当たり担当件数8件
- 予防給付支給限度額 要支援1～4,970単位・要支援2～10,470単位

今回の改正内容は、担当件数の減、報酬アップ、初回加算、退所退院時加算等、介護給付にかかる介護支援専門員の要望は、全て認められた形となりました。しかしながら、従来私たちが対応してまいりました担当件数の約半数以上を占める、要支援・要介護1の軽度対象者の大半は、要支援1・要支援2となり、マネジメント報酬・限度額ともに、大幅減となります。また、従来の減算システムは残ることとなり、見方によっては、非常に厳しい1面もあり、今後実施までわずかな期間ではありますが、解釈通知等地域の実情に応じた対応ができるよう声をあげてまいります。18年4月からは、介護予防支援は、『地域包括支援センター』で実施され、ケアマネジャーの所属事業所や事業所の所在地（保険者）によって、この予防プランを担当するか否かが決定いたします。

また、18年4月からは、利用者が適切な事業所を選ぶための、情報提供システムとして『介護サービス情報の公表』が導入されます。私ども介護支援専門員にとりましては、今後地域でのネットワークの構築とともに、一人の利用者の《幸せな生活》の為の公平・中立な視点や質の向上のために、人材・情報・多職種の連携を踏まえ、ますます、県段階や全国規模での活動が重要になるものと考えます。今後とも協会活動に、ご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。